

中部エリアの需給バランス制約による再生可能エネルギー 発電設備(自然変動電源)の出力抑制における 公平性の検証結果

～ 2 0 2 4 年度実施分～

2 0 2 5 年8月27日
電力広域的運営推進機関

- 1．はじめに
- 2．公平性検証の位置づけ
- 3．検証内容
- 4．予め定められた手続
- 5．出力抑制の公平性評価
- 6．検証結果

(参考1) 2024年度の抑制実績

(参考2) 出力制御の公平性の確保に係る指針（令和4年4月資源エネルギー庁）

(参考3) 業務規程、送配電等業務指針

中部電力パワーグリッドは、2024年4月から2025年3月に、中部エリアで実施した需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）（以下、「再エネ」という。）の出力抑制について、本機関にて、業務規程第180条第1項の規定に基づき、出力抑制に関する公平性を検証したので、その結果を公表する。

1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況
2. 優先給電ルールに基づく抑制・調整（下げ調整力確保）の具体的内容
3. 再エネの出力抑制を行う必要性
4. 年間を通じて、太陽光・風力に対し公平に出力抑制が行われたかどうか

今回は、4 の出力抑制の実績に対し、太陽光・風力事業者間の公平性の検証を行った。

実施年月	2024年									2025年			2024年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
抑制実績日数	6	8	1	－	－	1	2	2	－	－	1	2	23
検証結果 公表サイト	https://www.occto.or.jp/oshirase/shutsuryokuyokusei/index.html												

3. 検証内容（1 / 2）

本機関は、「出力制御の公平性の確保に係る指針」（令和4年4月 資源エネルギー庁、以下「指針」という。）、送配電等業務指針（以下、業務指針という。）、及び中部電力パワーグリッドが公表した「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について（第36回 2022年3月14日）」の資料のとおり、中部電力パワーグリッドの出力抑制が予め定められた手続に沿って公平に行われたか否かの検証を行った。

① 出力抑制は予め定められた手続に沿って行われたこと

- ・当該一般送配電事業者が審議会等で示した手続に基づいて行われているか。

② 指針に定められた公平性の考え方に基づいた以下の評価項目のとおり出力抑制を実施したこと

- ・①で示した、事業者毎^{（注1）}または事業者グループ毎の抑制日数^{（注2）}の差は、抑制の機会が公平となるように^{（注3）}順番に出力抑制を実施することから、1日以内となっている。
- ・上記について、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者（以下、「オンライン事業者」と、オンライン事業者でない再エネ発電事業者（以下、「オフライン事業者」）毎に、公平性を遵守^{（注4）}できているか。
- ・2022年度からのオンライン代理制御による同一出力抑制ルール内の公平性の考え方は下記のとおり。
 - ・A: オフライン（本来）事業者間
⇒従来のオフライン制御事業者と考え方に相違はない。
 - ・B: オフライン（代理）事業者間
⇒各事業者間の代理制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。
 - ・C: オンライン事業者間
⇒実制御回数（本来＋代理）が均等になる場合において、本来制御・代理制御ともに均等になるよう代理制御を実施する。
 - ・D: オフライン（本来）事業者とオフライン（代理）事業者間
⇒オフライン（本来）事業者の制御回数とオフライン（代理）事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じて、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。
 - ・E: オンライン事業者とオフライン事業者間
⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（手動/代理）制御事業者の（手動/代理）制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。また、両者の出力制御機会に差が生じて、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

（注1）～（注4）については次頁に記載

3. 検証内容（2 / 2）

③ 指針に定められた各出力抑制ルール間の公平性

- ・旧ルール・新ルール事業者についてそれぞれの出力制御上限（年間30日、360時間又は720時間）に、達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」(注2) 間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御されているか。
- ・無制限・無補償ルール事業者が年間30日等の上限を超えて出力抑制を行う場合は、旧ルール・新ルール事業者が可能な限り出力制御上限まで出力制御されているか(注5)。

(注1) 事業者毎とは、事業者が所有する発電所単位を指す。

(注2) 抑制日数の定義

旧ルール（太陽光）：年間30日 旧ルール（風力）：年間30日※1

新ルール（太陽光）：年間360時間※1 新ルール（風力）：720時間※1 ※2

無制限・無補償ルール（太陽光）：無制限※1 無制限・無補償ルール（風力）：無制限※1 ※2

※1 旧ルール事業者の制御日数が年間30日に到達するまでは、旧ルール太陽光と同じ交替制御による日数管理

※2 JWPA方式(等価時間管理による一律制御)への移行が完了するまでは、旧ルール風力と同じ交替制御による日数管理

(注3) 機会の公平性を確認するため、前日指示に従わない事業者や当日に抑制指示解除をした事業者は当該抑制日のカウントから除外することが適切であるため、抑制指示日数ではなく、抑制実績日数で評価する。

(注4) 再エネ全体の出力制御量低減の観点から、オンライン事業者の制御機会がオフライン事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならない。

(注5) 出力制御量確保の必要性から、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者は、上限まで出力制御を行わない場合があっても、公平性に反することにはならないものとする。

4. 予め定められた手続（1 / 4）

中部電力パワーグリッドは、「第36回系統WG」（2022年3月14日開催）において、太陽光発電事業者及び風力発電事業者に対し、以下の方法で出力抑制を行うことを公表した。その内容を中部電力パワーグリッドが2024年度以降の内容に修正した資料を2024年4月1日にHPで公表した。

○旧・新ルール事業者の制御日数が上限（30日、360時間）に達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御する

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

出力制御対象者選定の考え方



○ 公平な出力制御を行うため、適用ルール・制御方法別に分類し、事業者単位に輪番で出力制御を行います。

分類	ルール	出力制御対象設備※1		制御方法の取り扱い分類		
太陽光	旧	500kW以上	209万kW	(旧ルール・オフライン)		
		10kW以上500kW未満※2	215万kW	a1事業者	a2事業者	a3事業者
		10kW未満※3	125万kW	(旧ルール・オンライン)		
	新	50kW以上	168万kW	A1事業者	A2事業者	A3事業者
		10kW以上500kW未満※2	179万kW	(新ルール・オンライン)		
		10kW未満※3	89万kW	B1事業者	B2事業者	B3事業者
	無制限無補償	10kW以上	0万kW	(無制限無補償ルール・オンライン)		
		10kW未満※3	14万kW	C1事業者	C2事業者	C3事業者
分類	ルール	出力制御対象設備※1		制御方法の取り扱い分類		
風力※4	旧	500kW以上	35万kW	(旧ルール・オンライン)		
		500kW未満※3	0万kW	X1事業者	X2事業者	X3事業者
	新	20kW以上	1万kW	(新ルール・オンライン)		
		20kW未満※3	0万kW	Y1事業者	Y2事業者	Y3事業者
	無制限無補償	全て対象	対象なし	(無制限無補償ルール・オンライン)		
				Z1事業者	Z2事業者	Z3事業者

※1 設備量は2022年2月時点

※2 2022年4月から出力制御対象拡大により、制御対象となるが、オンライン代理制御により実際の制御は行わない

※3 当面、出力制御対象外

※4 JWPA方式(部分制御考慮時間管理)への移行により、全てオンライン制御化していることを想定

4. 予め定められた手続（2 / 4）

○旧・新ルール事業者の制御日数が上限（30日、360時間）に達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御する

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

出力制御対象者選定の考え方



- オフラインまたはオンライン各事業者の出力制御が30日・360時間・720時間を超過しない見込みの場合は以下の通り出力制御を行います。

制御方法

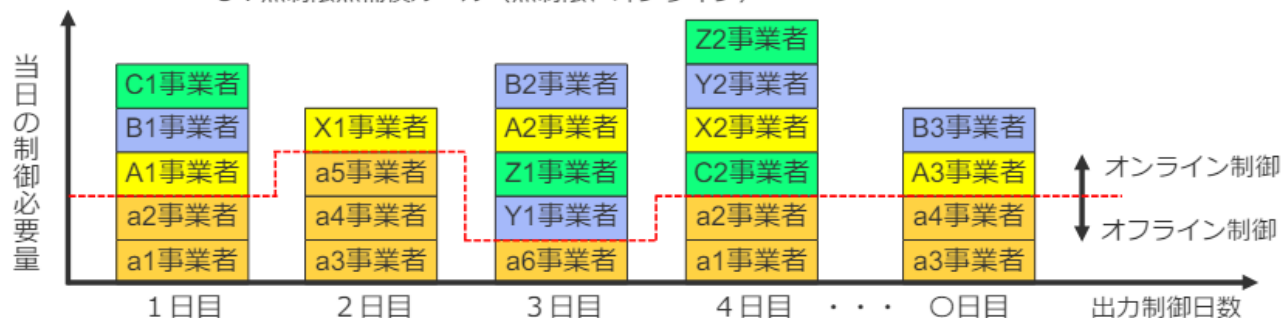
- ・オフライン太陽光（a）は前日指示の時間帯に停止、オンライン太陽光（A、B、C）は必要な時間、停止とする（事業者単位で順番に停止）
- ・風力（X、Y、Z）の出力制御は、オンライン太陽光と同様に必要な時間、停止とする（事業者単位で順番に停止）

選定方法

- ・オフライン事業者間、オンライン事業者間でそれぞれ出力制御日数が公平となるように順番に制御する（オンライン事業者とオフライン事業者間の制御日数調整は行わない）

＜太陽光＞ a：旧ルール（30日、オフライン）
A：旧ルール（30日、オンライン）
B：新ルール（360時間、オンライン）
C：無制限無補償ルール（無制限、オンライン）

＜風力＞ X：旧ルール（720時間、オンライン）
Y：新ルール（360時間、オンライン）
Z：無制限無補償ルール（無制限、オンライン）



- オフライン事業者間の公平性を確保するため、本来制御と代理制御の制御回数が均等となるように出力制御を実施。

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

出力制御対象者選定の考え方



- オフライン事業者間の公平性を確保するため、オフライン本来とオフライン代理の各事業者の制御回数が均等となるように出力制御を実施します。
- オフライン代理は当日の需給状況により制御するため、制御取り止めもあり、オフライン本来とオフライン代理の事業者において、2回の回数差が発生する可能性があります。次回制御時に回数が少ないオフライン代理を優先的に選択することで回数差発生回避に努めます。

【前提】オフラインの設備容量は均一、オフライン本来制御対象とオフライン代理制御対象の設備比率は1:2

前回制御終了時	今回制御時（前日）	今回制御時（当日）	次回制御時																																																								
【凡例】 ○：既制御分 ○：新たな制御分	- オフライン事業者の制御対象を設備比率で配分 - オフライン本来にのみ制御指令発出 オフライン代理 ↑ 2 ↓ 1 オフライン本来	- 当日の需給状況から代理制御分は取り消し - 本来分Aと代理分H・Iの回数差が一時的に2回になる オフライン本来	- 次回制御時は回数差調整の事業者から選択 - 残りを本来分と代理分とで設備比率で配分 オフライン代理 ↑ 2 ↓ 1 オフライン本来 回数差調整用																																																								
<table><tr><th>本来分</th><th>代理分</th></tr><tr><td>A ○</td><td>D ○</td></tr><tr><td>B ○</td><td>E ○</td></tr><tr><td>C ○</td><td>F ○</td></tr><tr><td></td><td>G ○</td></tr><tr><td></td><td>H ○</td></tr><tr><td></td><td>I ○</td></tr></table>	本来分	代理分	A ○	D ○	B ○	E ○	C ○	F ○		G ○		H ○		I ○	<table><tr><th>本来分</th><th>代理分</th></tr><tr><td>A ○○</td><td>D ○○</td></tr><tr><td>B ○</td><td>E ○○</td></tr><tr><td>C ○</td><td>F ○</td></tr><tr><td></td><td>G ○</td></tr><tr><td></td><td>H ○</td></tr><tr><td></td><td>I ○</td></tr></table>	本来分	代理分	A ○○	D ○○	B ○	E ○○	C ○	F ○		G ○		H ○		I ○	<table><tr><th>本来分</th><th>代理分</th></tr><tr><td>A ○○</td><td>D ○○</td></tr><tr><td>B ○</td><td>E ○○</td></tr><tr><td>C ○</td><td>F ○</td></tr><tr><td></td><td>G ○</td></tr><tr><td></td><td>H ○</td></tr><tr><td></td><td>I ○</td></tr></table>	本来分	代理分	A ○○	D ○○	B ○	E ○○	C ○	F ○		G ○		H ○		I ○	<table><tr><th>本来分</th><th>代理分</th></tr><tr><td>A ○○</td><td>D ○○</td></tr><tr><td>B ○○</td><td>E ○○</td></tr><tr><td>C ○</td><td>F ○</td></tr><tr><td></td><td>G ○</td></tr><tr><td></td><td>H ○</td></tr><tr><td></td><td>I ○</td></tr></table> 先取りで配分	本来分	代理分	A ○○	D ○○	B ○○	E ○○	C ○	F ○		G ○		H ○		I ○
本来分	代理分																																																										
A ○	D ○																																																										
B ○	E ○																																																										
C ○	F ○																																																										
	G ○																																																										
	H ○																																																										
	I ○																																																										
本来分	代理分																																																										
A ○○	D ○○																																																										
B ○	E ○○																																																										
C ○	F ○																																																										
	G ○																																																										
	H ○																																																										
	I ○																																																										
本来分	代理分																																																										
A ○○	D ○○																																																										
B ○	E ○○																																																										
C ○	F ○																																																										
	G ○																																																										
	H ○																																																										
	I ○																																																										
本来分	代理分																																																										
A ○○	D ○○																																																										
B ○○	E ○○																																																										
C ○	F ○																																																										
	G ○																																																										
	H ○																																																										
	I ○																																																										

○オンライン事業者間の公平性を確保するため、（本来＋代理）の制御回数が均等となるように出力制御を実施。

「再生可能エネルギーの出力制御に係る運用の基本的考え方について」資料抜粋

出力制御対象者選定の考え方



- オンライン事業者間の公平性を確保するため、（本来＋代理）の制御回数が均等となるように出力制御を実施します。制御回数に差が発生する可能性があるものの、精算は本来・代理の区別なく計算するため、本来・代理個別の回数差は精算に影響しません。

【前提】オンラインの設備容量は均一、オンラインとオフライン代理制御対象の設備比率は1:2

【凡例】 ○:既制御分
○:新たな制御分

制御1回目(6事業者制御)

	制御回数 (本来+代理)	本来分	代理分
オンライン1	○		○
オンライン2	○		○
オンライン3	○		○
オンライン4	○		○
オンライン5	○		○
オンライン6	○		○
オンライン7			
オンライン8			

割り当て

(本来+代理)の回数で公平性を確保

制御2回目(3事業者制御)

	制御回数 (本来+代理)	本来分	代理分
オンライン1	○	○	○
オンライン2	○		○
オンライン3	○		○
オンライン4	○		○
オンライン5	○		○
オンライン6	○		○
オンライン7	○		○
オンライン8	○		○

割り当て

制御3回目(3事業者制御)

	制御回数 (本来+代理)	本来分	代理分
オンライン1	○	○	○
オンライン2	○		○
オンライン3	○		○
オンライン4	○		○
オンライン5	○		○
オンライン6	○		○
オンライン7	○		○
オンライン8	○		○

割り当て

制御回数に2回以上の
差が発生する可能性あり

制御4回目(3事業者制御)

	制御回数 (本来+代理)	本来分	代理分
オンライン1	○	○	○
オンライン2	○		○
オンライン3	○		○
オンライン4	○		○
オンライン5	○		○
オンライン6	○		○
オンライン7	○		○
オンライン8	○		○

割り当て

8

Copyright © Chubu Electric Power Grid Co., Inc. All rights reserved.

公平性検証にあたっては、オンライン事業者間及びオフライン事業者間での公平性が保たれていれば「オンライン／オフライン事業者間での抑制日数の差があっても公平性に反しているとはいえない」と定められている。

2022年度からのオンライン代理制御に伴い、A:オフライン（本来）事業者間、B:オフライン（代理）事業者間、C:オンライン事業者間、D:オフライン(本来)事業者とオフライン（代理）事業者間、E:オンライン事業者とオフライン事業者間でそれぞれ公平に抑制されているかを検証する。

期中連系事業者を除き、前年度末に連系済みの事業者を抽出し、その事業者が年間で公平に抑制されていることをそれぞれの区分内で検証することとする。

なお、国の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での整理においてオフラインからオンラインへの変更が推奨されており、2024年度の中部エリアでは393件※の事業者がオンライン化している。

これらの事業者については、期中でカテゴリーが変わった時点で、他事業者のローテーションに組み込まれるため、切替前の抑制回数に差が生じるが、30日を超えた抑制が行われていないことをもって公平性が保たれていることを確認する。

※ 特別高圧太陽光2件、高圧太陽光236件、高圧風力3件、低圧太陽光152件

A：オフライン（本来）事業者間

中部エリアのオフライン（本来）事業者の発電所について、年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、「基本的」な抑制日数は2～3日であり、1日間しか乖離がなかった。
- 抑制日数1日以下の事業者は、中部電力パワーグリッドから指令が出されていたが、事業者が指令に従わなかった結果である。なお、当該事業者には中部電力パワーグリッドから注意勧告を行い、2025年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認している。

以上から、期間を通して公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用 ルール	電圧区分	種別	オフライン事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕					
			1日以下			2日		3日
旧ルール	特高	太陽光	1	／	63	61	／	63
		風力		－		7	／	7
	高圧	太陽光	77	／	685	605	／	685
		風力		－		6	／	6
新ルール	高圧	太陽光	11	／	88	77	／	88
無制限 無補償 ルール	高圧	太陽光	1	／	3	2	／	3
	低圧	太陽光	4	／	6	2	／	6

中部エリアのオフライン（代理）事業者の発電所について、年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで抑制日数は2～3日であり、1日間しか乖離がなかった。

以上から、期間を通して、オフライン（代理）事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用 ルール	電圧区分	種別	オフライン事業者抑制日数 (抑制発電所数／全発電所数)	
			2日	3日
旧ルール	高圧	太陽光	1129 / 2460	1331 / 2460
	低圧		54510 / 54516	6 / 54516
新ルール	高圧	太陽光	478 / 883	405 / 883
	低圧		89722 / 89859	137 / 89859

- 中部エリアのオンライン事業者の発電所について、年間抑制日数(本来+代理)を下図に示す。
- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、「基本的」な抑制日数は6~7日であり、1日間しか乖離がなかった。
 - 8件の発電所(※1)を除いた抑制日数5日以下の事業者は、中部電力パワーグリッドから指令が出されていたが、事業者が通信不良により不応動となった結果である。なお、当該事業者には中部電力パワーグリッドから注意勧告を行い、2025年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認している。
 - 抑制日数5日以下の8件の発電所(表中※1)については、中部電力パワーグリッドによる発電所IDの発行・登録漏れ、制御方法の誤登録により、抑制日数に乖離が生じたものであり、2025年度以降、当該事業者の抑制日数を調整することで事業者間の公平性を確保することを確認している。
 - 抑制日数8日の13件の発電所(表中※2)については、中部電力パワーグリッドにて契約情報の変更時に過去の抑制日数が適切に引き継がれなかったことで抑制日数に乖離が生じたものであり、2025年度以降、当該事業者の抑制日数を調整することで事業者間の公平性を確保することを確認している。

以上から、21件の事業者(表中※1,2)を除いた事業者について、期間を通して公平に出力抑制が行われたと評価する。
なお、同様の事象により回数差が生じないように本機関から対応を求めるとともに、中部電力パワーグリッドにおいて、事業者情報の管理体制を強化、システム改修による再発防止策(表中※2)を実施していることを確認した。

適用 ルール	電圧区分	種別	オンライン事業者抑制日数 (抑制発電所数／全発電所数)											
			5日以下			6日			7日		8日			
旧ルール	特高	太陽光		－			－		1	／	1		－	
	高圧		2	／	327	28	／	327	290	／	327	7 (7※2)	／	327
	低圧			－			－		11	／	11		－	
	特高	風力		－		1	／	1		－		－		
新ルール	特高	太陽光		－		1	／	27	26	／	27		－	
	高圧		41 (4※1)	／	3004	330	／	3004	2627	／	3004	6 (6※2)	／	3004
	低圧		2 (1※1)	／	49	2	／	49	45	／	49		－	
	特高	風力	1	／	2	1	／	2		－		－		
無制限無補償ル ール	特高	太陽光	1 (1※1)	／	1		－		－			－		
	高圧		2 (1※1)	／	306	31	／	306	273	／	306		－	
	低圧注2		11 (1※1)	／	1124	55	／	1124	1058	／	1124		－	

D：オフライン(本来)事業者とオフライン（代理）事業者間

中部エリアのオフライン(本来) とオフライン（代理）の事業者の発電所について、年間抑制日数を下図に示す。なお、「基本的」な抑制日数以外の事業者を除外している。

- 旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルールで、オフライン（本来・代理）の「基本的」な抑制日数は2～3日であった。

以上から、期間を通して、オフライン(本来)事業者とオフライン（代理）間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用 ルール	電圧区分	種別		オフライン事業者抑制日数 (抑制発電所数／全発電所数)			
				2日		3日	
旧ルール	特高	太陽光	本来	61	／ 62	1	／ 62
		風力	本来	7	／ 7	—	
	高压	太陽光	本来	605	／ 608	3	／ 608
			代理	1129	／ 2460	1331	／ 2460
		風力	本来	6	／ 6	—	
	低压	太陽光	代理	54510	／ 54516	6	／ 54516
新ルール	高压	太陽光	本来	77	／ 77	—	
			代理	478	／ 883	405	／ 883
	低压	太陽光	代理	89722	／ 89859	137	／ 89859
無制限 無補償 ルール	高压	太陽光	本来	2	／ 2	—	
	低压	太陽光	本来	2	／ 2	—	

中部エリアのオンライン（本来）事業者とオフライン（本来/代理）事業者発電所の年間抑制日数

- ・ 抑制日数は、オンライン事業者（本来）が最大6日、オフライン事業者(本来/代理)で最大3日であり、オンライン（本来）事業者とオフライン（本来/代理）事業者間で3日間の乖離があった。
- ・ 3日間の乖離は、一部のオフライン（本来）事業者が中部電力パワーグリッドからの指令に従わなかったことによって、オンライン（本来）事業者の抑制日数が増加したことなどが原因であり、当該事業者には中部電力パワーグリッドから注意勧告を行い、2025年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認している。

以上から、期間を通して、オンライン（本来）事業者とオフライン（本来/代理）事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

（参考）出力制御の公平性の確保に係る指針（令和4年4月資源エネルギー庁）

（４）経済的出力制御（オンライン代理制御）について

① 通常の代理制御

E⇒：オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間

オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（手動/代理）制御事業者の（手動/代理）制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数（本来＋代理）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

1．出力制御の機会の公平性の考え方について

（１）基本となる出力制御の機会の公平性の考え方

再エネ全体の出力制御量低減の観点から、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者の制御機会が一般送配電事業者によるオンラインでの制御が不可能な再エネ発電事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならないものとする。

本機関が検証した結果、中部電力パワーグリッドが行った出力抑制は、中部電力パワーグリッド起因により差異が生じた事業者を除き、予め定められた手順に沿って公平に行われたと判断する。

○検証を行った項目

① 出力抑制は予め定められた手順に沿って行われたこと

予め定めた手順どおり、交替で出力抑制を行っていた。

② 指針に定められた公平性の考え方に基づいた以下の評価項目のとおり出力抑制を実施したこと

A:オフライン（本来）事業者間、B:オフライン（代理）事業者間、C:オンライン事業者間、D:オフライン（本来）事業者とオフライン（代理）事業者間、E:オンライン事業者とオフライン事業者間で抑制実績日数の差異が基本的には0～1日と1日以内となっており、公平に抑制を行っていた。また、抑制実績日数に2日以上之差が生じたものについて、特記事項を以下に示す。

【A:オフライン（本来）事業者間】

→指令への不応動である94件には注意勧告を行い、2025年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認した。

【C:オンライン事業者間】

→通信不良52件については、事業者への注意勧告を行い、2025年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認した。中部電力パワーグリッド起因により差異が生じたオンライン事業者21件については、2025年度以降に当該事業者間の抑制日数を調整することで公平性を確保することを確認している※。

※同様の事象により回数差が生じないように本機関から対応を求めるとともに、中部電力パワーグリッドにて、事業者情報の管理体制強化およびシステム改修による対策を講じることを確認している。

【E：オンライン事業者（本来）とオフライン（本来/代理）事業者間】

→一部のオフライン（本来）事業者が中部電力パワーグリッドからの指令に従わなかったことによって、オンライン（本来）事業者の制御回数が増加したことで乖離が発生しているが、【A:オフライン（本来）事業者間】のとおり、指令に不応動の事業者に注意勧告を行い、2025年度には優先的に抑制される運用となっていることを確認した。

③ 指針に定められた各出力抑制ルール間の公平性

2024年度における計23日間の抑制において、②の特記事項の事業者を除外し検証を行った。オンラインでは旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルール事業者は6～7日であり、公平性は確保していたといえる。オフラインの本来制御・代理制御で旧ルール、新ルール、無制限・無補償ルール事業者は2～3日であり、公平性は確保していたといえる。

2023年度に実施した出力抑制において、中部電力パワーグリッド起因により一部の発電事業者で過少・過大抑制となり、2024年度以降で当該事業者の抑制日数を調整することとしている。

(参考)[中部エリアの再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制における公平性の検証結果の公表について（2023年度実施分）](#)

2024年度時点の調整状況については次項のとおり、抑制日数の調整を進めているものの、オンライン電源は調整完了までには至っておらず、オフライン電源の発電所12件で調整が完了している。引き続き、調整未完了の発電所について、2025年度以降も調整を進める。

(オンライン)

適用 ルール	電圧区分	種別	調整状況 (調整完了発電所数)	
旧ルール	高圧	太陽光	／	
新ルール	特高		／	
	高圧		0	47
	低圧		／	
無制限 無補償 ルール	高圧		0	11
	低圧		／	

(オフライン)

適用 ルール	電圧区分	種別	調整状況 (調整完了発電所数)	
旧ルール	特高	太陽光	／	
		風力	5	6
	高圧	太陽光	5	6
		風力	／	
新ルール	特高	太陽光	／	
	高圧	太陽光	2	7
無制限 無補償 ルール	特高	太陽光	／	
		風力	／	
	高圧	太陽光	／	
		風力	／	
	低圧	太陽光	／	

・2024年度の抑制実績は以下のとおり。

(オンライン)

2024年度		オン ライン																								
適用 ルール	電圧区分	種別	全制御対象 発電所数	抑制発電所数の実績																		抑制日数別の合計 発電所数				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	年度	4日以下	5日	6日	7日	8日			
旧ルール	特高	太陽光	1	計	2	3	1					1				6	1	7				1				
					内訳	本来	1	2				1				3	1	4								
		風力	1	計		1	1	1								3		3								
					内訳	本来	1																			
	高圧	太陽光	327	計		535	1,068	280		30	347				2	1,913	349	2,262	2		28	290	7			
					内訳	本来	143	613	137		8	227			2	901	229	1,130								
		風力		計		392	455	143		22	120					1,012	120	1,132								
					内訳	本来																				
	低圧	太陽光	11	計		16	39	9				13				64	13	77				11				
					内訳	本来	11	18	2			9			31	9	40									
		風力		計		5	21	7			4					33	4	37								
					内訳	本来																				
新ルール	特高	太陽光	27	計		38	97	23		1	29				159	29	188			1	26					
					内訳	本来	27	41	13		1	14			82	14	96									
		風力	2	計		11	56	10			15			77	15	92										
					内訳	本来																				
	高圧	太陽光	3,004	計		4,636	9,956	2,641		146	3,113			21	33	17,379	3,167	20,546	31	10	330	2,627	6			
					内訳	本来	2,030	5,081	1,242		75	1,899			8	15	8,428	1,922	10,350							
		風力		計		2,606	4,875	1,399		71	1,214			13	18	8,951	1,245	10,196								
					内訳	本来																				
	低圧	太陽光	49	計		69	167	45			49			2	2	281	53	334	1	1	2	45				
					内訳	本来	37	82	14			35			2		133	37	170							
		風力		計		32	85	31			14				2	148	16	164								
					内訳	本来																				
無制限 無補償 ルール	特高	太陽光	1	計										1	1		2	2	1							
					内訳	本来								1	1		2	2								
		風力		計																						
					内訳	本来																				
	高圧	太陽光	306	計		457	1,037	270		11	1	323		2	3	1,775	329	2,104	2		31	273				
					内訳	本来	233	512	114		7	190		2	2	866	194	1,060								
		風力		計		224	525	156		4	1	133			1	909	135	1,044								
					内訳	本来																				
低圧	太陽光	1,124	計	1,548		4,012	992		39	1,167		8	10	6,591	1,185	7,776	8	3	55	1,058						
				内訳	本来	887	1,914	442		25	672		5	5	3,268	682	3,950									
	風力		計		661	2,098	550		14	495		3	5	3,323	503	3,826										
				内訳	本来																					

・2024年度の抑制実績は以下のとおり。

(オフライン)

2024年度		オフライン				抑制発電所数の実績																	抑制日数別の合計 発電所数				
適用 ルール	電圧区分	種別	全制御対象 発電所数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	合計	0日	1日	2日	3日	4日		
				計	内訳	15	60						20	31						75	51	126		1	61	1	
旧ルール	特高	太陽光	63	計	内訳	本来	15	60					20	31					75	51	126		1	61	1		
						(代理)																					
		風力	7	計	内訳	本来		7					6	1					7	7	14			7			
						(代理)																					
	高圧	太陽光	3,145	計	内訳	本来	2,877	3,014	35			9	126	618			277	579	5,935	1,600	7,535	12	65	1,734	1,334		
						(代理)	485	558					126	105				10	1,043	241	1,284	12	65	605	3		
		風力	6	計	内訳	本来	2,392	2,456	35			9		513			277	569	4,892	1,359	6,251			1,129	1,331		
						(代理)	6	6											12		12			6			
低圧	太陽光	54,516	計	内訳	本来	21,011	52,353	15,140			2,075	33	18,400			4	22	90,579	18,459	109,038			54,510	6			
					(代理)	21,011	52,353	15,140			2,075	33	18,400			4	22	90,579	18,459	109,038			54,510	6			
	風力		計	内訳	本来																						
					(代理)																						
新ルール	特高	太陽光		計	内訳	本来																					
						(代理)																					
		風力		計	内訳	本来																					
						(代理)																					
	高圧	太陽光	971	計	内訳	本来	844	931	43			6	38	223			67	182	1,824	510	2,334	2	9	555	405		
						(代理)	51	55					38	14				5	106	57	163	2	9	77			
		風力		計	内訳	本来	793	876	43			6		209			67	177	1,718	453	2,171			478	405		
						(代理)																					
低圧	太陽光	89,859	計	内訳	本来	34,376	86,363	25,113			3,375	54	30,399			33	142	149,227	30,628	179,855			89,722	137			
					(代理)	34,376	86,363	25,113			3,375	54	30,399			33	142	149,227	30,628	179,855			89,722	137			
	風力		計	内訳	本来																						
					(代理)																						
無制限 無補償 ルール	特高	太陽光		計	内訳	本来																					
						(代理)																					
		風力		計	内訳	本来																					
						(代理)																					
	高圧	太陽光	3	計	内訳	本来	2	3									5		5		1	2					
						(代理)	2	3										5		5		1	2				
		風力		計	内訳	本来																					
						(代理)																					
低圧	太陽光	6	計	内訳	本来	3	5										8		8		4	2					
					(代理)	3	5										8		8		4	2					
	風力		計	内訳	本来																						
					(代理)																						

1. 出力制御の機会の公平性の考え方について

（1）基本となる出力制御の機会の公平性の考え方

出力制御の上限について、年間30日（日数制御）、年間360時間又は年間720時間（部分制御換算時間）、無制限・無補償ルールが規定されているが、同一のルールで接続する再エネ発電事業者は、均等に出力制御を行うようにする必要がある。そのため、出力制御を行うにあたっては、同一ルール内の公平性確保の観点から、必要に応じて各ルールの事業者毎にグループ分けを行った上で、年度単位で出力制御の機会が均等となるように順番に出力制御を実施する。

なお、年度単位の出力制御にあたっては、例えば、年度が更新される毎に、グループAを最初に出力制御した場合には長期的観点から見れば、グループAに出力制御の機会が集中するため、長期的な視点からも出力制御の機会が均等となるように配慮する必要がある。（中略）

○「公平性」の定義について

本指針で用いる「公平性」とは、出力制御量という結果ではなく、出力制御の機会とすることとする。
例えば、下記表だと、年間を通じた出力制御日数がA、Bは20日、Cは21日となっているが、手続上の公平性が確保されている場合には、公平性に反しない。

- また、
- ・日射量等によって出力制御量は日（時間）によって異なる場合でも、手続上の公平が確保されている場合
 - ・同一出力制御ルール内において、再エネ全体の出力制御量低減の観点から、一般送配電事業者によるオンライン制御事業者の制御機会がオフライン制御事業者より少ない場合
- については、公平性に反することにはならないものとする。

<年間を通じた出力制御日数の実施結果（イメージ）>

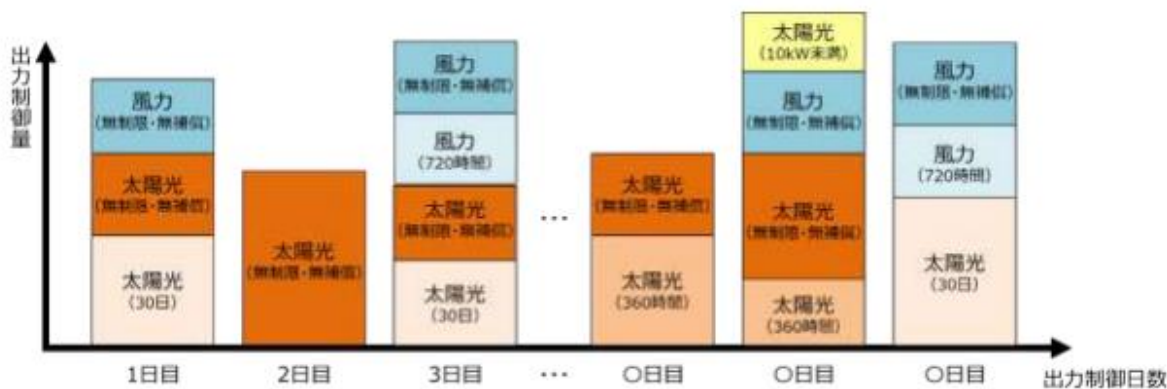
	出力制御日数（例）	出力制御量（例）
グループA	年間20日	10万 kWh
グループB	年間20日	12万 kWh
グループC	年間21日	15万 kWh

（２）各出力制御ルールの下で接続する再エネ発電事業者間の公平性等の考え方

各ルールの下で接続する再エネ発電事業者間の公平性は下記を基本とすることとする。

- ① 日数制御が適用される再エネ発電事業者、時間制御が適用される再エネ発電事業者及び無制限・無補償ルールが適用される再エネ発電事業者間の公平性の観点から、**全体の出力制御量がそれぞれの出力制御の上限（年間 30 日（日数制御）、360 時間又は 720 時間（部分制御換算時間））に達すると見込まれるまでの間は、再エネ特措法施行規則第 1 4 条第 2 項に基づき、一般送配電事業者は、予め定められた手続に沿って、全ての再エネ発電事業者に対して公平に出力制御を行うこと**を原則とする。（中略）
- ② 無制限・無補償ルールが適用される再エネ発電事業者に対して年間 30 日等の上限を超えて出力制御を行う場合には、公平性の観点から、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者に可能な限り上限まで出力制御を行うこととする。ただし、出力制御量確保の必要性から、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者は、上限まで出力制御を行わない場合があっても、公平性に反することにはならないものとする。

<出力制御の実施例（年間 30 日等の上限を超えて出力制御を行う場合）>



○10kW未満（主に住宅用）太陽光発電の取り扱いについて

太陽光発電の出力制御については、まず10kW以上の制御を行った上で、それでもなお必要な場合において、10kW未満の案件に対して出力制御を行うものとする。

（４）経済的出力制御（オンライン代理制御）について

① 通常の代理制御

オンライン代理制御を実施した場合の出力制御の機会の公平性について、基本的な考え方に変わりはないが、オンライン制御事業者が実制御を実施した回数には本来行うべきであった出力制御とオフライン（代理）制御事業者に代わって行った代理制御が混在することから、均等とすべき出力制御の機会の対象となる制御回数の範囲について留意が必要である。

また、オフライン（代理）制御事業者についても、実制御は実施していないが、金銭的精算をもって、オフライン（代理）制御事業者が本来行うべき出力制御を行ったものとみなすことから、均等とすべき出力制御の機会の対象となるのは、出力制御を行ったものとみなした制御回数であることに留意が必要である。

なお、出力制御の上限である年間 30 日（日数制御）、年間 360 時間のカウントにおいて、オンライン制御事業者については、オフライン（代理）制御事業者の代わりに、出力を抑制する場合は含まない。また、オフライン（代理）事業者については、本来出力の抑制を受けるべき時間帯としてあらかじめ一般送配電事業者から示された時間帯において、オンライン事業者により出力を抑制する場合を含むこととなる。

それぞれの詳細については、以下に示すとおりである。

A：オフライン（手動）制御事業者間

⇒従来のオフライン制御事業者と考え方に相違はない。

B：オフライン（代理）制御事業者間

⇒各事業者間の代理制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。

C：オンライン制御事業者間

⇒代理制御分のみなし精算は一律で行われるため、実制御回数（本来＋代理）が均等になる場合において、本来制御・代理制御もともに均等になると考えられる。このため、実制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。

D：オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間

⇒オフライン（手動）制御事業者の制御回数とオフライン（代理）制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じて、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

E：オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間

⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（手動/代理）制御事業者の（手動/代理）制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数（本来＋代理）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

②ハイブリッド運用時の代理制御

出力制御の機会の公平性の考え方については、基本的には上記通常の代理制御の場合の考え方と同様である。オフライン（ハイブリッド）制御事象者に係る公平性の考え方については、以下に示すとおりである。

A：オフライン（ハイブリッド）制御事業者間

⇒各事業者間の代理制御と実制御の合計回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。なお、代理制御と実制御を同日実施する場合もあるが、合計回数に基づき、機会の均等を行うため、公平性に反しないものとする。

D：オフライン（ハイブリッド）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間

⇒オフライン（ハイブリッド）制御事業者の代理制御と実制御の合計回数とオフライン（代理）制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

E：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間

⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（ハイブリッド）制御事業者の代理制御と実制御の合計回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数（本来＋代理）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

■ 業務規程

(出力抑制時の検証)

第 1 8 0 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

2 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

■ 送配電等業務指針

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

第 1 8 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 5 号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第 1 号から第 3 号までに掲げる事項は速やかに、第 4 号に掲げる事項は翌年度 4 月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。

一～三 (略)

四 第 1 7 4 条第 1 項第 5 号に定める措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容